

水道料金の「コンビニ納付」が始まります

10月から、水道料金の納付が、これまでの金融機関に加え、全国のコンビニエンスストアと九州内（沖縄県を除く）のゆうちょ銀行（郵便局）でできるようになります。

コンビニエンスストアでは、取扱期限内であれば24時間いつでも納付できます。手数料はかかりませんのでご利用ください。

利用できるコンビニエンスストア（50音順）

市内にあるもの	セブン-イレブン、ファミリーマート、ローソン
県内にあるもの	エブリワン、ココストア、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストアー、MMK 設置店
その他	くらしハウス、コミュニティ・ストア、サークルK、サンクス、スパーク北海道、スリーエイト、スリーエフ、生活彩家、セイコーマート、セーブオン、タイエー、ハセガワストア、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ

コンビニエンスストアで納付できない納付書

- ①平成24年9月以前に発行されたもの
- ②バーコードが印刷されていないもの
- ③破損や汚損によりバーコードが読み取れないもの
- ④金額が訂正されたもの
- ⑤取扱期限（納入期限）が過ぎたもの
- ⑥水道料金が30万円を超えるもの

①～⑥に該当するものは、コンビニエンスストアで納付できません。市役所・有明支所および最寄りの金融機関で納めてください。



ゆうちょ銀行（郵便局）で納付できない納付書

- ①平成24年9月以前に発行されたもの
- ②金額が訂正されたもの
- ③取扱期限（納入期限）が過ぎたもの

①～③に該当するものは、ゆうちょ銀行（郵便局）で納付できません。市役所・有明支所および最寄りの金融機関でお支払いください。

納付書の様式が変わります

平成24年10月発送分から納付書が下図の様式に変わります。

平成24年9月までに発行された納付書では、コンビニエンスストアおよびゆうちょ銀行（郵便局）では納付できませんので注意してください。

なお、金融機関では、これまでどおり納付することができます。

島原地区納付書

島原 太郎



有明地区納付書

有明 太郎



バーコード（読み取り）部分
汚したり、破損したものは取り扱いできません

市税もコンビニ納付

水道料金のほか、平成24年度課税分から、市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税についても、コンビニ納付・ゆうちょ銀行での納付ができるようになりました。

詳しくは、広報しまばら平成24年4月号をご覧ください。か、税務グループ (☎ 63-1111 内線 171) へお問い合わせください。